

市政記者クラブ 様

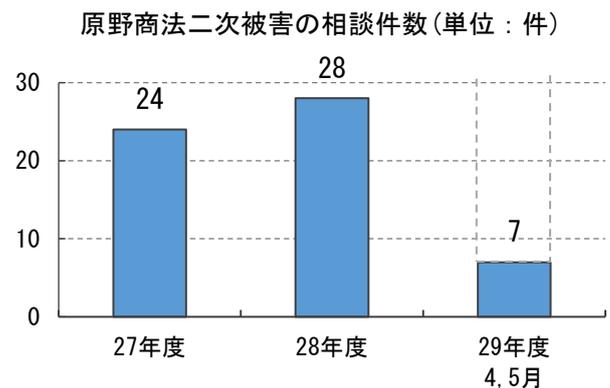
市民経済局市民生活部消費生活センター
 担当：大谷・中西 電話：222-9679
 (名古屋司法記者クラブと同時発表)

原野商法の二次被害に関する相談が増加しています

名古屋市消費生活センターへ寄せられた原野商法の二次被害に関する消費生活相談の概要をお知らせします。市民の方への注意喚起のため、広くご周知いただきますようお願いいたします。

1 原野商法の二次被害に関する相談件数の推移

原野商法とは、値上がりの見込みがほとんどない山林などの土地を、将来値上がりするかのようには偽って販売する手口です。過去にこうした被害に遭った人に、土地の売却話を持ちかけ、測量費、調査費、広告料など様々な名目で費用を支払わせる二次被害の相談が増加しています。



2 相談事例

事例1 「40年ほど前購入した山林の土地を売らないか」と電話があり、業者に来訪してもらうことにした。業者から「買ってくれそうな人を知っているので、広告を出して600万円ぐらいで売れる。」と言われ、契約書に署名した。広告料として40万円払うことになっているが、家族に相談したらやめたほうがよいと言われたのでやめたい。(80歳代、男性)

事例1では、契約書を確認するとクーリング・オフの記載があったので、クーリング・オフの通知をだすよう助言し、解約することができました。

事例2 親から相続した山林を購入したいと業者から電話があり、翌日業者が訪ねてきた。「あなたが所有している山林が開発され、老人ホームができる。1,250万円で売ってもらえないか。そのために測量費50万円と、税金がかからないようにする費用として500万円が必要だ」と言われ、550万円を現金で業者に渡した。「1か月後に1250万円と500万円を支払う」と言われたが、1か経っても払い戻しされることはなく、業者に電話がつながらない。契約書を見ると、山林を売ったはずが、600万円の違う土地を購入したことになっていた。どうしたらよいか。(60歳代、男性)

事例2では、相談者が所有していた土地を50万円で売却し、支払った計550万円とあわせ、業者が違う土地を600万円で購入したという相談であったため、早急に当センターの金融商品・高齢者悪質商法110番の弁護士面談をし、委任することとなりました。

【アドバイス】

「土地を売ってほしい」などのセールストークをうのみにせず、話の根拠や、契約内容について書面で説明を求め、よく確認しましょう。また、契約を検討する場合は、土地の所在地の自治体等に土地の状況を確認したり、できる限り現地に行ったりと、登記情報を自分や家族の目で実際に確認することも大切です。少しでも不審な点があれば契約してはいけません。困ったときは消費生活センター等に相談しましょう。

3 【参考】相談窓口のご案内

(1) 名古屋市消費生活センター

消費生活相談員が、商品やサービスの契約トラブルなど消費生活に関する相談を受け付け、相談者の皆さんと共に考え、解決に向けてお手伝いしています。「金融商品・高齢者悪質商法110番」の他、「架空請求ホットダイヤル」、「サラ金・多重債務特別相談」の専用電話窓口などを設けています。ウェブサイトの入力フォームから電子メールによる相談も受け付けています。ご相談は名古屋市内在住・在勤・在学の方が対象です。

区分		相談方法	電話番号	受付時間
平日	消費生活相談	電話・来所	052-222-9671	午前9時～ 午後4時15分
	金融商品・高齢者悪質商法110番	電話・来所		
	弁護士による面談(午後1時30分～4時)	来所(要予約)		
	架空請求ホットダイヤル	電話	052-222-9674	
	サラ金・多重債務特別相談	電話・来所	052-223-3160	
	弁護士・司法書士による面談(午後1時30分～4時30分)	来所(要予約)		
土・日	土・日テレフォン相談	電話	052-222-9690	

(注1) 年末年始・祝日は除く

(注2) 電話は「消費者ホットライン 188番」からもつながります

■名古屋市消費生活センターのウェブサイト <http://www.seikatsu.city.nagoya.jp/>

(2) 愛知県弁護士会及び名古屋先物証券問題研究会が無料電話相談を実施

『原野・山林・別荘地「売ります!」「買います!」詐欺110番』

○日 時 平成29年6月28日(水) 午前10時から午後4時まで

○電 話 052-223-2355

○対 象 原野商法の二次被害